

# エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への 各種支援

## ▶トラック運送事業者臨時支援金

受付期間 令和5年1月31日(火)まで

対象(次の全てを満たす事業者)

- 市内に本社・主たる事業所・営業所を有する法人または個人事業主
- 令和4年10月1日以前に事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること
- 貨物自動車運送事業法に規定する許可を受けた一般貨物自動車運送事業者・特定貨物自動車運送事業者または貨物自動車運送事業法に規定する届け出をした貨物軽自動車運送事業者
- 自動車検査証に記載されている次の事項を全て満たす事業者
  - ①使用の本拠の位置が日高市内にあること
  - ②交付年月日が令和4年10月1日以前であること
  - ③有効期間の満了する日が令和4年10月1日以降であること

交付金額

事業用貨物自動車1台…1万円

事業用貨物軽自動車1台…5,000円

申請方法 郵送または直接下記へ

※申請に必要な様式等は下記へ連絡または市ホームページからダウンロードできます。



申請先・問い合わせ 産業振興課商工観光担当

## ▶中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金

受付期間 令和5年1月31日(火)まで

対象(次の全てを満たす事業者)

- 市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者・個人事業主
- 令和4年10月1日以前に事業を開始したこと
- ※主たる収入が農業収入で、農業収入が100万円未満である人は支援金の対象になりません。

交付金額

中小企業者…5万円

個人事業主…3万円

申請方法 郵送または直接下記へ

※申請に必要な様式等は下記へ連絡または市ホームページからダウンロードできます。



申請先・問い合わせ

日高市商工会

〒350-1206

大字南平沢1083

☎985-2311



## ▶電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円を給付します。

共通事項

返信および申請期限 令和5年2月28日(火)(必着)

※(1)(2)いずれも住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※(1)(2)の両方に該当しても、1世帯5万円のみです。

対象・申請方法

(1)住民税非課税世帯

基準日(令和4年9月30日において、日高市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※対象となる世帯には「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」を送付しました。必要事項を記入し返送してください。

※令和4年1月2日以降に転入した人がいる世帯および未申告の人がいる世帯は申請が必要です。



(2)家計急変世帯

予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」および「簡易な収入(所得)見込額の申立書」に必要書類(収入が確認できる書類等)を添付して申請してください。

※給付金についての詳しい情報は、市ホームページでご確認ください。

問い合わせ

生活福祉課臨時特別給付金担当(1階⑩番窓口)

